

議案第 67 号

福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

嘉麻市長 赤 間 幸 弘

提案理由

福岡県立山田高等学校跡地の利活用について専門的な見地から協議を行い、利活用を積極的に推進することを目的として、福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会を設置するため、提案するものである。

福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例

(設置)

第1条 平成19年3月に廃校となった福岡県立山田高等学校の跡地（以下「高校跡地」という。）に関し、専門的な見地から協議し、高校跡地の利活用を積極的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 高校跡地の利活用推進計画（案）に関する事項
- (2) その他高校跡地の利活用に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公共的団体が推薦する者 7人以内
- (3) 公募委員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問等に係る事務が終了するまでの間とする。

2 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会条例（平成 29 年嘉麻市条例第 号）第 7 条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成 22 年嘉麻市告示第 131 号）に定めるもののほか、福岡県立山田高等学校跡地利活用推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長及び副会長にともに事故あるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第 3 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第 4 条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。